

国家戦略特別区域における農業振興地域整備法施行規則の特例措置 (農家レストランの農用地区域内設置)の概要

- 農家レストランについて、6次産業化を推進し、農家の所得の増大等を図る観点から、国家戦略特区において、農用地区域内に設置することができるよう要件を緩和する特例を設ける。

現状

- 農用地区域内では、農地は原則として転用することができない。
- 例外として、「農業用施設」に該当する場合は、農地転用許可をすることができる。
- 農家レストランは、現在、農業用施設に該当しない。

(参考) 現行農用地区域内に設置できる農業用施設
・ 畜舎、温室、農産物集出荷施設、たい肥舎、農機具格納施設等
・ 主として自己の農畜産物を使用する加工・販売施設

見直し後

- **主として同一市町村内で生産される農畜産物**又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについて、**農業用施設**として、農業者がこれを農用地区域内に設置することを可能とする。

効果

6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保